

# 「国鉄1047名解雇撤回闘争」とは

「国鉄1047名解雇撤回闘争」とは、1987年の日本国有鉄道（国鉄）の分割・民営化（JR化）の際に解雇された1047名の解雇撤回を求める闘いです。国鉄・JRは分割・民営化に反対する労働組合の組合員を不当に選別し、1987年2月16日に「JR不採用」=解雇を通告しました。それ以来、39年にわたって解雇撤回を求めて闘いを継続しています。

国鉄分割・民営化は戦後最大の労働運動解体攻撃でした。当時の首相・中曾根が「国労をつぶし、総評・社会党を壊滅に追い込むことを明確に意識してやった」「お座敷をきれいにして立派な憲法を安置する」と語った通り、改憲・戦争に向けた攻撃でした。また、本格的な新自由主義攻撃が開始され、労働者の生活と雇用の破壊、社会全体の崩壊へと至る出発点でもありました。国鉄分割・民営化との闘い、国鉄闘争はまさに「今現在の攻防点」です。

井手正敬・JR西元会長、深澤祐二・JR東会長の証人尋問は裁判の最大の核心です。この2名が隠されてきたJRによる不当労働行為の真実を知っている人物だからです。JRはこれまで裁判で30年以上、「JRは一切選別していない」「仮に差別があってもJRの責任ではない」と主張し続けてきました。しかし、真っ赤なウソでした。私たちの闘いは、ついにこのウソを法廷でも暴き、不当解雇の責任がJRにあることを突きつけようとしています。

真実がすべて明らかになれば、「解雇撤回・JR復帰」以外に結論はありません。勝利への最後の、厚い「国家権力の壁」は崩れ始めました。何としても、「勝利への扉」をこじ開ける決意です。

動労総連合・中央労働委員会  
命令取消行政訴訟

東京高裁宛署名

## 最高裁決定に基づき解雇撤回・ JR復帰、団交開催判決を求める署名

動労総連合は国鉄1047名解雇撤回を貫き闘い続けています。国鉄からJRへの採用に際して策定された、国鉄分割・民営化に反対する組合員を排除する基準が、不当労働行為であったと最高裁で確定しました。不採用基準の策定はJR設立委員会が命じ、決定したことであり、従ってJRが不当労働行為責任を負うことも明らかになっています。しかし、JRは解雇を撤回せず、団体交渉にも応じようとしません。労働委員会に申し立てたところ、中労委は事実調べ以前の調査さえ拒否して却下・棄却の命令を強行しました。労働者の団結権擁護という労働委員会の使命を放棄する暴挙です。東京地裁判決は、不当労働行為を否定できないにも関わらず、真実を隠ぺいして解雇を容認する判決でした。不当労働行為に対しては、解雇撤回・JR復帰が当然の結論です。中労委命令を取り消し、解雇撤回・JR復帰の判決を出すよう強く要請します。

お名前	ご住所

井手元JR西会長・深澤JR東会長



# 証人尋問への道は開いた!

## 国鉄1047名解雇撤回 闘争の歴史的勝利へ!



26年1月23日 裁判を前に東京高裁包囲デモに出発

動労千葉1047名  
解雇撤回裁判とは

国鉄の民営化・JR発足に際する不採用の不当性を争う3度目のやり直し裁判。

JRの偽証によって司法では「JRに法的責任なし」と判断されてきました。しかし、動労千葉の組合員らは直前まで採用候補者名簿に登載されていて、急遽作られた「不採用基準」で排除・解雇されていたことが明らかに。不採用基準は明確な不当労働行為だったと最高裁で確定した。不採用基準を作ったのが旧国鉄か、JRだったのかは闇の中だった。しかし、「選別に一切関与していない」といっていたJRが不採用基準を作っていたという事実をついに突きとめた。つまりJRは39年にわたり真実を隠し、偽証を続けてきたのだ。このことを突きとめ始まったのがこの裁判だ。

「3度目のやり直し」として労働委員会に提訴し、現在は東京高裁で行政訴訟が闘われている。

## 署名にご協力をお願いします

【発行】国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動（国鉄闘争全国運動）

〒260-0017 千葉市中央区要町2-8 DC会館内 (電話) 043-222-7207 (FAX) 043-224-7197

# 東京高裁「JR設立の不当労働行為認定か証人採用か」 「壁」は崩れた! 聞いの力で井手・深澤を法廷へ!

## 全国からの結集と多くの署名 聞いの力で道を切り開いた!

### 25年9月19日 「警備法廷撤回・大法廷開催」かちとる 第1回控訴審



25年9月19日 署名をたずさえ  
東京高裁前でアピール

### 26年1月23日 第2回控訴審

この日の闘いには全国から220人が結集。これまでJRも裁判所も、「仮にJRが不当労働行為を行っていても関係ない」と主張してきました。「除斥期間」を過ぎているから、内容に関わらず「無効」だというのです。

しかし今回、裁判長は「JR設立委の不当労働行為を認めないなら証人採用」と明言しました。闘いの力で「JRが不当労働行為を行ったかどうか」認定せざるをえないところに追い込んだのです。

証人採用しないことも、井手・深澤が証言から逃げることも許されません。闘いの力で井手・深澤の証人尋問を実現しましょう。



26年1月23日  
東京高裁包囲デモ前アピールを締めくくる動労千葉・渡辺書記長

いよいよ国家的不当労働行為の  
真実が暴かれる時が来た!

### 26年1月23日 第2回控訴審での発言より



#### 国鉄1047名解雇当該 動労千葉・中村仁 副委員長

この裁判は、「国鉄分割・民営化は間違っていた」と言わせる裁判だ。労働者の力で勝利をかちとり、職場に絶対に戻る決意です。一緒にこの闘いを大きくしていきたい。



#### 国鉄1047名解雇当該 動労千葉・高石正博 特別執行委員

全国からの結集の力、署名の力はものすごいと思う。こんなにも力がある。私も最



#### 国鉄闘争全国運動 呼びかけ人 金元重さん

今日は裁判所の周りを一周する力強いデモをやった。私は1番最初に法廷に入って裁判長の真ん前に陣取って傍聴した。

#### 弁護団から の報告 (要旨)



○JRは30年以上の裁判で一貫して、JR設立委員会=JRの関与を隠し続けてきた。それにも関わらず、「不当労働行為の申立期間を過ぎた」(除斥期間)の一点で切り捨てるのか。

国鉄分割・民営化は今行われようとしている戦争への道だった。だからこそ、声を上げたし、ストライキにたちあがった。戦争へ向かおうとする高市政権を倒し、新しい社会を作る、そういう闘いにしたい。必ず勝利しよう。

後まで闘う。

皆さんの力を借りながら、今後とも頑張っていきたい。これからもよろしくお願ひします。

裁判の流れが変わった。次回、証人採用させられるかは、私たちの裁判の外での闘いに大きくかかっている。全国から集まり「全国運動」の名に恥じない闘いをやれたことを心からお礼申し上げたい。

○実は24年7月、最高裁は「除斥期間」について判例を変更していた。除斥期間も当事者の主張が必要で、その主張を認めてよいかを判断しなければいけない。東京地裁判決はこの判例に違反しているという書面を提出した。

○証人採用について裁判長は、JR設立委の不当労働行為を認めるのか、争うのかと中労委(JR側)に迫った。争うなら証人を採用せざるを得ないと明言した。JR設立委の不当労働行為を法廷で明らかにするところまできた。